

資料4 災害時における動物の保護管理

地震等の緊急災害時においては、人命救助が最優先であるが、動物の保護及び動物による人への危害防止の観点から、危険動物の逸走防止、被災動物の捕獲収容及び餌の確保等の救護措置が、関係機関等の連携協力の下に計画的に実施される必要がある。

(1) 災害時の動物救護活動の事例

	阪神淡路大震災	有珠山噴火災害	三宅島噴火災害
被災世帯数	1193 千戸	1343 戸	1962 戸
飼養されている犬ねこ数(推定)	約 190 千頭	845 頭	350 頭
救護された犬ねこ数	1556 頭	348 頭	320 頭
救護期間	約 1 年 4 ヶ月	約 5 ヶ月間	約 1 年間
救護ボランティア数(延べ)	約 22000 人	約 6000 人	約 7000 人
救護活動経費	267 百万円	64 百万円	75 百万円

阪神淡路大震災

1 災害の概要

平成7年1月17日午前5時46分、マグニチュード7.2の激震が兵庫県南部で発生した。死者6,279人、負傷者34,900人。

2 動物救護活動の概要

災害発生後、(社)兵庫県獣医師会、(社)神戸市獣医師会、(社)日本動福祉協会阪神支部が、兵庫県南部地震動物救援本部を設置。救援本部は、動物救護センターを設置し、1年4ヶ月の間に、被災動物1,556頭を救護し、獣医師・一般ボランティア延べ21,769人が参加。

環境省(当時は総理府)所管の4団体を含めた11団体が、兵庫県南部地震動物救援東京本部を設置し、募金や援助物資を募集。救援本部等は解散したが、義援金の残金については、緊急災害時動物救護基金(基金構成は、環境省所管4団体及び(社)日本獣医師会の5団体)として、(財)日本動物愛護協会に事務局を置き、管理。

国、自治体は、関係機関間の連絡調整を実施。神戸市は、神戸市動物管理センター内の敷地を動物救護センターに提供。

有珠山噴火災害

1 災害の概要

平成12年3月31日午後1時10分に噴火、虻田町など3市町で1万6千人が避難。

2 動物救護活動の概要

有珠山噴火と同時期に、北海道獣医師会有珠山動物救護対策本部を設置し、動物救護センターを設置。8月31日に救護センターを閉鎖するまでの5ヶ月間に、348頭の動物を収容した。獣医師・一般ボランティア、延べ5,462人が参加。

緊急災害時動物救援本部（環境省所管4団体及び日本獣医師会の5団体）は、資金、物資等を支援。国、自治体は、関係機関間の連絡調整を実施。

三宅島噴火災害

1 災害の概要

平成12年6月26日三宅島雄山が噴火し、東京都は三宅村住民に避難勧告。9月1日に東京都から全島避難指示が出され、9月4日までに村民全員が離島。

2 動物救護活動の概要

避難当初は、東京都動物保護センターで70頭、獣医師会で250頭を保護。平成12年12月に、（財）日本動物愛護協会、（社）日本動物福祉協会、（社）日本愛玩動物協会、（社）東京都動物保護管理協会、（社）東京都獣医師会の5団体が、「三宅島噴火災害動物救援本部」を立ち上げ。

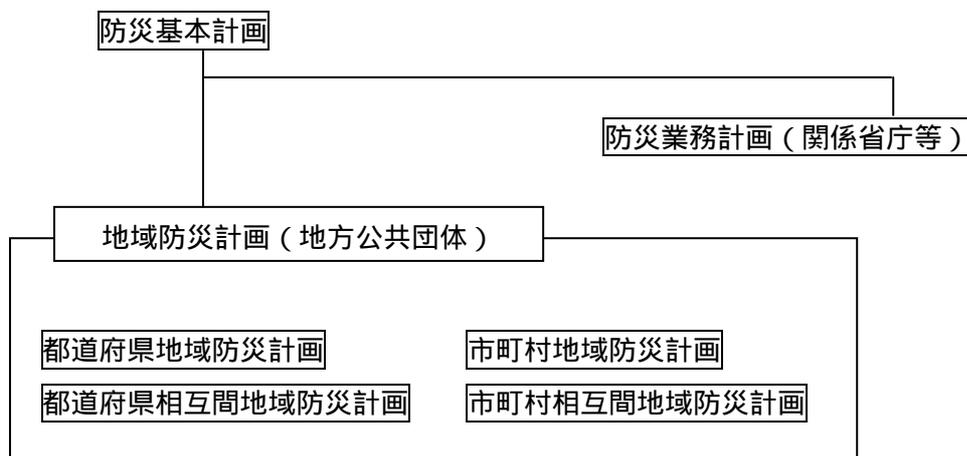
東京都は、東京都地域防災計画に基づき、平成13年3月に、「三宅島噴火災害動物救援センター」を設置。センターの付属施設や備品等の整備及び施設の管理運営については、救援本部が担当。

救援センターでの動物救援活動は1年間行われ、その間に収容された動物は68頭、獣医師等のボランティアは延べ約7千人。

(2) 防災計画

防災計画の体系

災害対策基本法では、都道府県防災会議は防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成することとなっている。



各防災計画における動物救護に係る記述

1) 防災基本計画（抜粋）

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項は、おおむね次のとおりとする。

（中略）

第2章 災害応急対策に関する事項

（中略）

10 災害時における動物の管理（衛生を含む。）及び飼料の需給計画に関する事項

被災動物の集中管理場の確保、動物伝染病予防上必要な措置並びに飼料の調達及び配分の方法に関する計画

（以下、略）

2) 地域防災計画

東京都など一部の自治体（都道府県では1都2県）では、地域防災計画の中で、災害時の動物の逸走防止や保護対策等について規定している。東京都の記述例は、次のとおりである。

第11章 医療救護

第5節 保健衛生

7 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

都は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

(1) 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、都は、区市町村、都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

都は、避難所を設置する区市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等区市町村への支援

イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整

ウ 他縣市への連絡調整及び要請

(3) 動物愛護の活動方針

ア 都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。

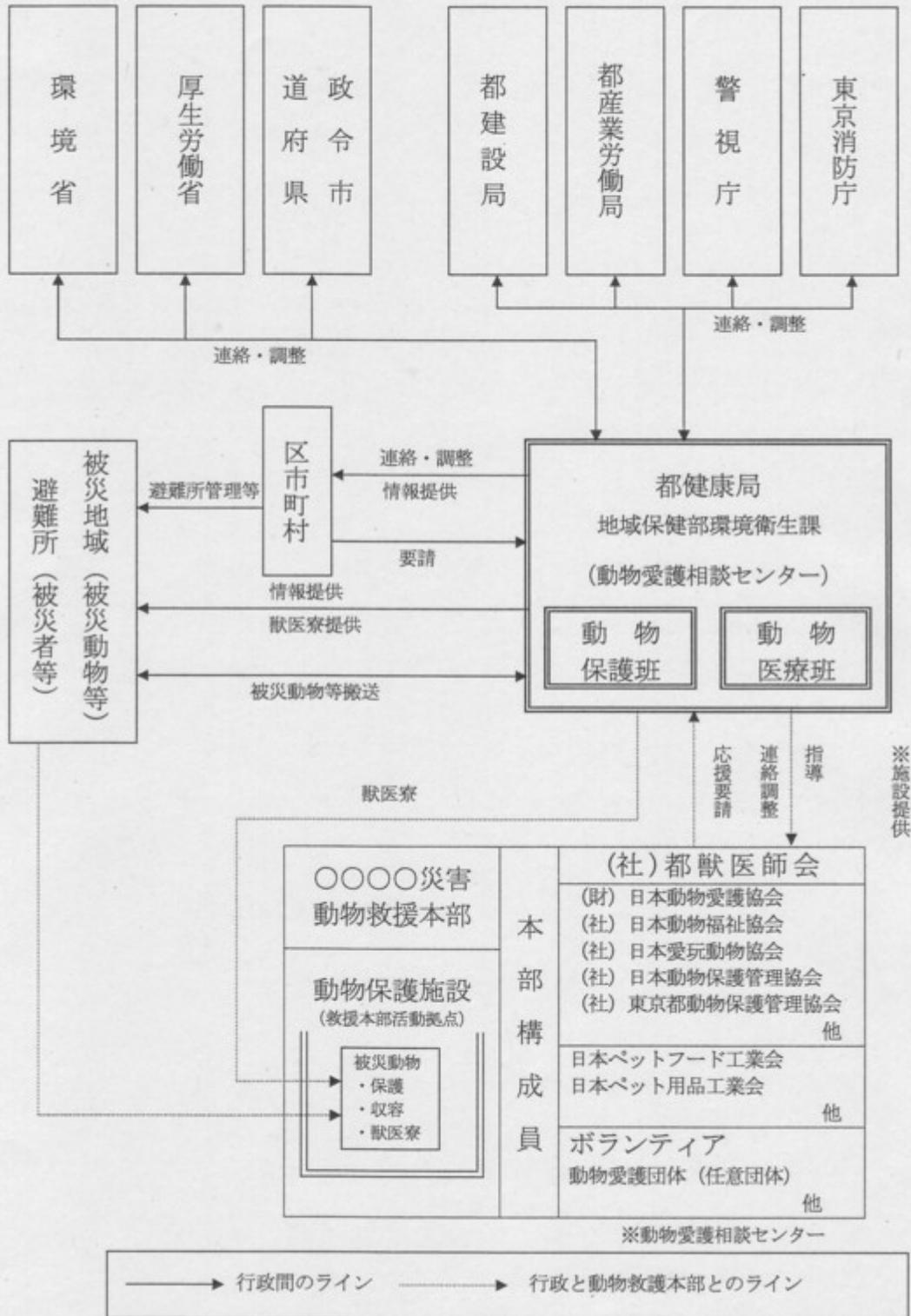
イ 都は、「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物救護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。

ウ 「動物保護班」「動物医療班」は、被災住民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。

(4) 「動物保護班」「動物医療班」編成

ア 動物保護班（動物監視員（獣医師）1名、動物指導員（運転・技術）2名）
特別区内 5班 多摩地区 4班

イ 動物医療班（動物監視員（獣医師）2名、動物指導員（運転）1名）
特別区内 2班 多摩地区 2班



(3) 展示施設における対応

動物園

< 上野動物園の例 >

東京都恩賜上野動物園 猛獣等脱出対策計画

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この計画は、東京都動物の保護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第 10 条及び第 25 条第 1 項の規定に基づき、恩賜上野動物園（以下「園」という。）において猛獣等の脱出の予防並びに脱出等の事故発生に際して入園者及び住民の安全を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(猛獣等の範囲)

第 2 条 この計画における猛獣等とは、条例施行規則第 4 条で定める別表第 1「特定動物の範囲」に記載された動物のほか、脱出により入園者等に危険を与えらると思われる動物とし、別表 1 に定めるものをいう。

2 前項以外の動物でも、園長が危険な動物と判断したときは、猛獣として取り扱うことができる。

(消防計画、非常事態対策計画との調整)

第 3 条 火災及び地震等の災害については、別に定める「消防計画」並びに「非常事態対策計画」により必要な措置を取ることとするが、その際猛獣等の脱出があった場合、直ちに本計画による対策を行うものとする。

(計画の修正)

第 4 条 この計画は、常に検討を加え、必要があるときは課長会の議を経て園長の決定により修正する。

第 2 章 予 防 対 策

(施設の保全)

第 5 条 動物舎等施設の保全管理責任者及び担当者を別表 2 のとおり定め、動物の脱出等の防止に努めるものとする。

(施設等の点検)

第 6 条 担当者は、動物舎等の施設及び鍵の有無並びに施設の確認を行うものとする。

2 飼育課の責任者は担当者とともに、動物捕獲用具等、動物脱出時に必要となる資器材について、四半期に 1 回点検整備を行うものとする。

3 庶務課の責任者は担当者とともに、園の外柵の安全確認を半年に 1 回行うものとする

(点検結果の報告及び整備)

第7条 点検の結果、動物舎の異常を認めるときは、応急修理を行うとともに、各責任者を經由して担当課長に報告する。

2 報告を受けた担当課長は、園長に報告するとともに、関係課長と協議し必要な措置と施設の安全管理に努めるものとする。

第3章 猛獣等脱出対策

(猛獣等脱出対策本部)

第8条 動物の脱出等の事故が発生した場合、すみやかに脱出動物の捕獲等を行い、園内の安全を確保するため、園長を本部長とする猛獣等脱出対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

2 本部及び各隊の編成は別表3のとおりとする。

(本部長の権限)

第9条 本部長は各隊を指揮監督し、本部の円滑な運営を図るとともに、次の業務を行う。

- (1) 対策本部の設置及び解除の決定。
- (2) 第11条に定める協力機関への協力要請。
- (3) 第13条に定める猛獣等の射撃措置の決定。
- (4) 建設局長及び公園緑地部長への事故状況報告に関すること。
- (5) その他対策本部の決定に関すること。

2 各隊長は、隊員を指揮監督し、本部長との連絡を密にし、各隊の任務の遂行を図るものとする。

(各隊の任務)

第10条 本部各隊及び各班の分掌は次のとおりとする。

通信連絡隊

1 本部連絡班

- (1) 本部各隊との連絡調整に関すること。
- (2) 車両の配備、調整に関すること。
- (3) その他各隊、班に属しないこと。

2 関係機関連絡班

- (1) 条例第25条及び第26条に基づく知事への通知届出に関すること。
- (2) 他機関との通信連絡に関すること。
- (3) 報道機関に対する広報及び取材の調整に関すること。

工作隊

- 1 工作第1班 捕獲隊との連絡及び外部業者の協力要請に関すること。
- 2 工作第2班 施設の管理保全に関すること。
- 3 工作第3班 脱出動物の逃亡防止柵の設置に関すること。

捕獲隊

- 1 記録班 本部活動の記録に関すること。
- 2 連絡班 隊内各班の連絡調整及び本部長への報告に関すること。
- 3 監視班 園内動物及び動物者の監視に関すること。
- 4 東園捕獲班 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。
- 5 西園捕獲班 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。

- 6 は虫類捕獲班 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。
- 7 子供動物園捕獲班 脱出動物の監視及び捕獲に関すること。
- 8 麻酔班 捕獲動物の麻酔に関すること。

警備誘導隊

- 1 警備班
 - (1) 園内及び境界の警備、監視に関すること。
 - (2) 施設の管理及び警備に関すること。
- 2 誘導班
 - (1) 入園者及び付近住民に対する広報に関すること。
 - (2) 入園者の避難誘導に関すること。
- 3 救護班 園内における負傷者の救護に関すること。

(協力機関への協力要請)

第 11 条 本部長は、必要と認めるとき次の機関に対し協力を要請し、その協力のもとに事態の早急な解決を図るものとする。

- 2 協力機関及び協力の内容は次のとおりとする。
 - (1) 上野警察署 警備、射殺及び避難並びに広報に関すること。
 - (2) 上野消防署 負傷者の救助及び避難に関すること。
 - (3) 猟友会台東支部 警備、捕獲及び射殺に関すること。
 - (4) 各報道機関 広報に関すること。
 - (5) 東京動物園協会 脱出対策全般に関すること。
 - (6) その他の機関(日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会並びに青年団、婦人会及び町内会など) 救護・避難等の補助業務に関すること。

(指揮者の順位)

第 12 条 本部の活動に際し、本部長等に事故等があり、その職務に従事できない事態が生じた場合、指揮者の順位を次のとおり定める。

区 分	第 1 次指揮者	第 2 次指揮者	第 3 次指揮者
本 部 長	園 長	副園長兼庶務課長	飼 育 課 長
通信連絡隊長	副園長兼庶務課長	庶 務 係 長	経 理 係 長
警備誘導隊長	受託事業課長	管 理 係 長	案 内 係 長
捕 獲 隊 長	飼 育 課 長	東園飼育係長	西園飼育係長
工 作 隊 長	工 事 課 長	施 設 課 長	技 術 係 長

(射撃の基準)

第 13 条 射撃はそれ自体危険性を有することから、次の基準により慎重に対処するものとし、その決定は本部長が行うものとする。

- (1) 確実に射殺することができる見込みがないときは射殺しない。
- (2) 射殺する以外に事態を収拾する見通しが立たない場合を除いては射殺しない。
- (3) 撃弾によって人身に被害を及ぼす恐れがある場合は射撃しない。ただし、猛獣等により人身に被害を受ける恐れがあると判断した場合には射殺を命じるものとする。
- (4) 必要と認めるときは、関係機関に対し、特別措置の要請をできるものとする。

第 4 章 訓練

(訓練の実施)

第 14 条 動物の脱出等の事態が発生した場合、本部の活動を迅速かつ円滑に進め、被害を最小限に押さえるため、次により訓練を実施するものとする。

- (1) 総合訓練 猛獣等の脱出を想定し、2年に1回実施要綱を定め、本部の設置及び捕獲等の総合訓練を行う。
- (2) 通信連絡訓練 前記総合訓練のほか、特に夜間における通信連絡の徹底を図るため必要と認める都度通信連絡を実施する。
通信連絡の方法は、別表4に定めるとおりとする。

(協力機関の訓練への参加)

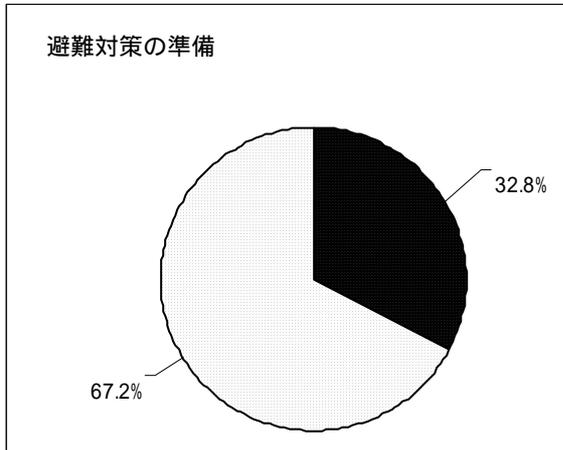
第 15 条 総合訓練実施に際し、訓練を効果的に実施するため、必要な協力機関の訓練への参加を要請することができる。

付 則

この計画は平成15年2月25日から施行する。

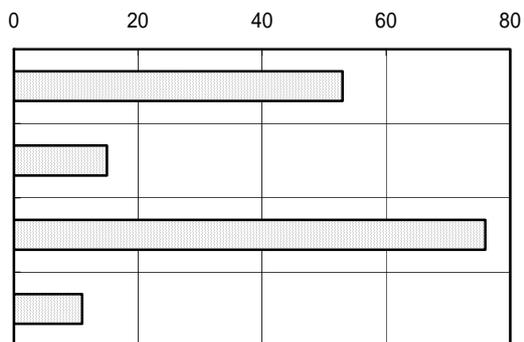
ペットショップ

地震や火災等の非常災害時の際、販売動物の避難対策についての準備状況



避難対策の準備	回答数
準備している	109
準備していない	223
合計	332

具体的に行っている準備（複数回答）



避難対策の準備内容	回答数
移動用の容器、非常食等非難に必要な準備を行っている	53
避難方法についてガイドラインを作成している	15
動物の避難先を確保している	76
その他	11

その他の具体的内容

- ・耐震設備
- ・車を用意
- ・ケージの鍵を開けておく、非常口を設置
- ・運動場に出す

出典：環境省資料（ペット販売店に対するアンケート(n=203)、H16）